

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（附則第五十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号、第二項及び第四項、第三十二条第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債券について、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。</p> <p>5 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号及び第三号、同条第二項及び第四項、第三十二条第三項</p>	<p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号、第二項及び第四項、第三十二条第三項及び第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

及び第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。)
は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質権利者名簿」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二条第七項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十二条第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成

4 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二条第七項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとする。

（新設）

五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券について準用する。
この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十二條並びに第三十一條第二項及び第三項の規定は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権を表示する証書について準用する。

9 第三項及び第五項から第七項までに規定するもののほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに關し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十六條 商法第四百九十八條第一項、資産の流動化に関する法律第二百五十二條第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一條又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四條第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二條第一項又は第五項(これらの規定を第三十九條第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。)を備え置かなかつたとき。

(新設)

5 前二項に規定するもののほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに關し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十六條 商法第四百九十八條第一項、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十三條第一項又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百五十一條に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二條第一項又は第五項(これらの規定を第三十九條第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿又は実質投資主名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。)を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、又は第四項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）、又は第七項（第三十九条第六項において準用する場合を含む。）、の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、又は第四項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、又は第七項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。